

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	日影規制の例外許可	根拠条項	法第56条の2第1項								
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「建築基準法第56条の2に係る許可制度の適切な運用について」（昭和61年7月17日住街発57号）</p> <p>○佐賀県建築審査会包括同意基準（平成8年3月13日）</p> <p>※建築審査会の同意が必要。</p>										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO	43
							標準経由期間		日		